

特定非営利活動法人ReBit 役員報酬規程

(総則)

第1条 この規程は特定非営利活動法人ReBit（以下、「本法人」という。）の定款第18条第3項に基づき、役員に対する報酬の支給及び費用の弁償に関して基本事項を定める。

(報酬の支給)

第2条 本法人の役員には定款第18条第1項に基づき、その総数の3分の1以下の範囲内で、理事会の決議を経て、報酬を支払うことができる。

(報酬の額の決定)

第3条 役員の報酬額は、別表に定める金額の範囲内とする。

2 本法人は、理事会の決議を経て、前項の規程の範囲内で、役員の報酬の額を決定し支給することができる。

(報酬の支給日及び支給方法)

第4条 常勤理事への報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

2 監事への報酬は、必要の都度支払うことができるものとする。

3 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する金融機関口座に振り込むことができる。

(費用弁償)

第5条 本法人の役員がその職務の執行に当たって負担した費用（職務の遂行に伴い発生する旅費交通費等の経費をいう。）については、理事会の決議で定める範囲内のものに対して、当該役員より請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は理事会の決議を経て行う。

(補足)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は理事長が別に定める。

附則 この規程は2019年3月1日から施行する。

附則 この規程は2025年3月11日から施行する。

別表

内容	年額
常勤理事の報酬額	1200万円以内
監事の報酬額	50万円以内

特定非営利活動法人ReBit 賃金規程

(目的)

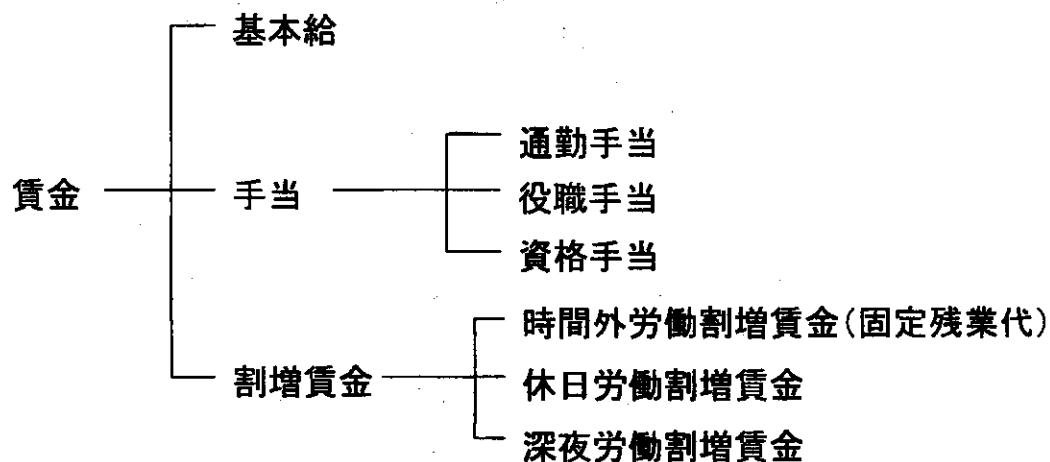
第1条 本規程は、就業規則第54条に基づき、従業員の給与および賞与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、就業規則第2条2項に定める従業員に適用する。

(賃金の種類および構成)

第3条 賃金の種類および構成は次のとおりとする。



(支払方法)

第4条 法人は、従業員が勤務する事業所において、賃金を通貨で直接その全額を支払う。

2 前項について、従業員が同意した場合は、法人は、従業員本人の指定する金融機関の預貯金口座に振り込む方法により賃金を支払うことができる。ただし、これによって賃金の支払場所が変更されるものではない。

3 法人は、第1項にかかわらず、法令に定められたものおよび労使協定により定めたものを賃金から控除することができる。

(賃金の計算期間および支払日)

第5条 毎月の賃金の計算期間は1日から末日までとする。

2 前項の賃金は翌月20日に支払う。ただし、支払日が休日に当たる場合は、その前日に支払う。

3 計算期間の途中に採用された者、退職した者および解雇された者については、当該計算期間の所定労働日数を基準に日割計算して支払う。休職・復職の場合も同様とする。

(減額)

第6条 従業員が欠勤、遅刻、早退および私用外出等により就労しなかった場合、法人は、基本給から当該日数または時間数分の賃金を控除する。

2 前項の場合、控除すべき賃金の1時間当たりの金額の計算は以下のとおりとする。
基本給 ÷ 1ヵ月平均所定労働時間数

(基本給)

第7条 基本給は、職務の内容、市場の水準、業務遂行能力、勤務成績、勤務態度、勤続年数、年齢等を総合考慮して各人別に決定する。

- 2 短時間勤務職員の基本給については、フルタイム職員の所定労働時間に対する、短時間勤務職員の所定労働時間の割合に応じた額とする。

(基本給改訂)

第8条 基本給の改訂（昇給または降給）は、原則として、毎年4月に行う。

- 2 基本給の降給は、人事考課が平均未満の場合に行われる。
- 3 基本給が降給となる場合、その上限は従前の基本給の10%の範囲内とする。
- 4 福祉事業部で処遇改善加算制度が適用される従業員が昇給する場合については、処遇改善加算制度による加算額を原資として改訂を行う。
- 5 処遇改善加算制度が廃止または法人が処遇改善加算の取得を行わなくなった場合は、福祉事業部で処遇改善加算制度が適用される従業員の基本給の金額については見直しを行う。

(通勤手当)

第9条 法人は、通勤のため常に公共交通機関を利用する従業員に対し、非課税限度額の範囲内で、通勤に要する実費相当額を支給する。ただし、片道2キロメートル以内の場合は支給しない。

- 2 従業員は、法人に対し、通勤経路を申請し、法人は、従業員の通勤経路について、最も簡便で経済的に合理的な公共交通機関、経路と判断した限りにおいて、その範囲で従業員に通勤手当を支給する。
- 3 法人は、従業員が長期にわたり欠勤、休暇および休職することが予定されている場合には、通勤手当を支給しないことができる。

(役職手当)

第10条 法人は、福祉事業部に所属する従業員に対し、以下の通り役職手当を支給する。

マネージャー 15,000円

管理者 15,000円

サービス管理責任者 15,000円

管理者補佐 5,000円

サービス管理責任者補佐 5,000円

- 2 昇格によるときは、発令日の属する賃金月から支給する。この場合、当該賃金月においてそれまで属していた役職手当は支給しない。
- 3 降格によるときは、発令日の属する賃金月の次の賃金月から支給する。
- 4 役職手当は、処遇改善加算制度による加算額を原資としており、処遇改善加算制度が廃止または法人が処遇改善加算の取得を行わなくなった場合は支給しないことがある。

(資格手当)

第11条 法人は、福祉事業部に所属する従業員に対し、以下の通り資格手当を支給する。

ただし、資格手当は原則1人あたり1つの資格に対して支給するものとし、2つ以上の資格を持つ場合、手当額の高い方を優先して支給する。

社会福祉士 3,000円

介護福祉士 3,000円

精神保健福祉士 3,000円

作業療法士 3,000円

公認心理士 3,000円

- 2 資格手当は、処遇改善加算制度による加算額を原資としており、処遇改善加算制度が廃止または法人が処遇改善加算の取得を行わなくなった場合は支給しない。

(時間外労働割増賃金、休日労働割増賃金および深夜労働割増賃金)

第12条 1ヵ月の時間外労働の時間数に応じた割増賃金率は、次のとおりとする。この場合の1ヵ月は毎月1日を起算日とする。

① 時間外労働60時間以下…25%

② 時間外労働60時間超……50%

- 2 法人は、法定労働時間を超えて労働に従事した従業員に対し、以下の計算により時間外労働割増賃金を支給する。

(1) 月給制の場合

① 時間外労働が1ヵ月60時間以下の部分

$$\frac{\text{基本給} + \text{諸手当 (通勤手当を除く)}}{\text{1ヵ月の平均所定労働時間数}} \times 1.25 \times \text{時間外労働時間数}$$

② 時間外労働が1ヵ月60時間を超える部分

$$\frac{\text{基本給} + \text{諸手当 (通勤手当を除く)}}{\text{1ヵ月の平均所定労働時間数}} \times 1.50 \times \text{時間外労働時間数}$$

(2) 時間給制の場合

① 時間外労働が1ヵ月60時間以下の部分

$$\left[\text{時間給} + \frac{\text{諸手当 (通勤手当を除く)}}{\text{1ヵ月の平均所定労働時間数}} \right] \times 1.25 \times \text{時間外労働時間数}$$

② 時間外労働が1ヵ月60時間を超える部分

$$\left[\text{時間給} + \frac{\text{諸手当 (通勤手当を除く)}}{\text{1ヵ月の平均所定労働時間数}} \right] \times 1.50 \times \text{時間外労働時間数}$$

- 3 法人は、法定休日に労働に従事した従業員に対し、以下の計算により休日労働割増賃金を支給する。

(1) 月給制の場合

$$\frac{\text{基本給} + \text{諸手当 (通勤手当を除く)}}{\text{1ヵ月の平均所定労働時間数}} \times 1.35 \times \text{休日労働時間数}$$

(2) 時間給制の場合

$$\left[\text{時間給} + \frac{\text{諸手当 (通勤手当を除く)}}{\text{1ヵ月の平均所定労働時間数}} \right] \times 1.35 \times \text{休日労働時間数}$$

- 4 法人は、深夜(午後10時から午前5時)に労働に従事した従業員に対し、以下の計算により深夜労働割増賃金を支給する。

(1) 月給制の場合

$$\frac{\text{基本給} + \text{諸手当 (通勤手当を除く)}}{1 \text{ 月の平均所定労働時間数}} \times 0.25 \times \text{深夜労働時間数}$$

(2) 時間給制の場合

$$\left[\text{時間給} + \frac{\text{諸手当 (通勤手当を除く)}}{1 \text{ 月の平均所定労働時間数}} \right] \times 0.25 \times \text{深夜労働時間数}$$

5 前3項の1ヵ月の平均所定労働時間数は、次の算式により計算する。

$$\frac{(365 - \text{年間所定休日日数}) \times 1 \text{ 日の所定労働時間}}{12}$$

6 法人は、第2項による時間外労働割増賃金について、個別の労働契約に基づき、毎月一定時間の時間外労働をしたものとみなし、固定残業代として支給する場合がある。

なお、その場合において、労働契約に定める一定時間を超過した時間分については、別途第2項で定める時間外労働割増賃金を支給するものとする。

(賞与)

第13条 法人は、法人の業績、従業員各人の勤務成績等を勘案し、原則として、毎年3月の支給日に在籍する従業員に対し、賞与を支給するものとする。ただし、法人の業績および従業員の勤務成績等により、支給時期を延期し、または支給しないことがある。

2 前項にかかわらず、就業規則第2条第3項に規定する契約職員、短時間契約職員、無期雇用パートタイム職員および有期雇用パートタイム職員については、賞与は支給しない。

3 福祉事業部の従業員に対する賞与の一部は、処遇改善加算制度による加算額を原資としており、処遇改善加算制度が廃止または法人が処遇改善加算の取得を行わなくなった場合は、加算額を原資にしている分については支給しない。

(臨時休業の賃金)

第14条 法人側の都合により、所定労働日に従業員を休業させた場合は、休業1日につき労基法第12条に規定する平均賃金の6割を支給する。この場合において、1日のうちの一部を休業させた場合にあつては、その日の賃金については労基法第26条に定めるところにより、平均賃金の6割に相当する賃金を保障する。

(賃金の非常時払い)

第15条 従業員またはその収入によって生計を維持する者が、次のいずれかの場合に該当し、そのために労働者から請求があつたときは、賃金支払日前であっても、既往の労働に対する賃金を支払う。

- ① やむを得ない事由によって1週間以上帰郷する場合
- ② 結婚または死亡の場合
- ③ 出産、疾病または災害の場合
- ④ 退職または解雇により離職した場合

(附則)

本規程に付随し、特定処遇改善加算金の支給に関する規程、及び、ベースアップ処遇改善加算金の支給に関する規程を別途定める。

(附則)

本規程は、平成29年8月1日から適用する。

(附則)

本規程は、令和1年8月1日より改定施行する。

本規程は、令和4年6月1日より改定施行する。

本規程は、令和5年10月1日より改定施行する。

本規程は、令和7年1月1日より改定施行する。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 ReBit	事業年度	2024年4月1日～ 2025年3月31日
-----	-----------------	------	--------------------------

1 資金に関する事項〔①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項〕
※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
正会員受取会費	145,000 円
受取寄附金	22,770,585 円
資産受贈益	2,023,489 円
受取民間助成金	69,543,759 円
受取国庫補助金	6,471,000 円
福祉サービス事業収益	23,760,304 円
社会教育事業収益	7,999,536 円
情報コンサルティング事業収益	15,880,502 円
訓練等給付費収益	27,223,373 円
受取利息	124,625 円
	円
	円
	円
	円
合 計	175,942,173 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

なし

2 取引の内容に関する事項〔③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引〕

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等
		22,197,744 円	障害福祉サービス事業収益
		17,558,619 円	障害福祉サービス事業補助金
		14,705,983 円	障害福祉サービス事業補助金
		9,000,000 円	障害福祉サービス事業補助金
		8,430,363 円	社会教育事業補助金

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等
		10,348,319 円	事務所家賃・光熱費
		6,464,542 円	広告運用業務委託費・広告費
		4,684,041 円	事務所家賃・光熱費
		1,915,100 円	グラフィック撮影・デザイン制作費
		1,705,000 円	採用活動費

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

[illegible]

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	貸付資産の内容	貸 付 年 月 日	対 価 の 額	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	役 務 の 提 供 の 内 容	役務の提供年月日	対 価 の 額	その他の取引条件等
		会議費の支払い	2024.4.21	5,200 円	価格表による
		協賛金の受取り	2024.8.16	275,000 円	請求書による
		協賛金の受取り	2024.10.10	126,500 円	請求書による
		業務委託費の支払い	2024.4.1～ 2025.3.31	290,250 円	業務委託契約書による
		研修費の支払い	2024.4.1～ 2025.3.31	327,800 円	請求書による
		謝金の支払い	2024.7.1～ 2025.3.31	105,228 円	規定による

3 寄附者に関する事項〔④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日〕

[illegible]

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)、ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)(以下「役員等」という。)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)

氏 名	職 名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区 分	支 給 期 間 等	支 給 金 額
			報酬	2024 年 4 月 1 日～ 2025 年 3 月 31 日	240,000 円
			給与	2024 年 4 月 1 日～ 2025 年 3 月 31 日	7,760,000 円
			給与	2024 年 4 月 1 日～ 2025 年 3 月 31 日	5,875,113 円
			給与	2024 年 6 月 1 日～ 2024 年 11 月 30 日	
			給与	2024 年 4 月 1 日～ 2025 年 3 月 31 日	

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集 計 期 間	2024 年 4 月 1 日 ～ 2025 年 3 月 31 日
給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
19 人	43,639,036 円

5 支出した寄附金に関する事項〔⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日〕

[illegible]

6 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日]

[illegible]

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 ReBit					チェック欄	
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと						✓	
イ							
項 目		役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)	
区 分		①	②	③	④	⑤	
①	2024年4月1日～ 2025年3月31日	6人	0人	0%	0人	0%	
②	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
③	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
④	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
⑤	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
⑥	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
申 請 時		人	人	%	人	%	
(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。 (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。							
ロ							
各社員の表決権が平等である		①	②	③	④	⑤	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等		はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表 (次葉)

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい <u>いいえ</u>	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	<u>はい</u> いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉕ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有 <u>無</u>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉖」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第○条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役 員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 ReBit	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
役 員 数		6人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人

役 員 の 内 訳										
氏 名	住 所	職名	続柄等	就 任 等 の 状 況						
				①	②	③	④	⑤	⑥	就任・退任 年月日
薬師 実芳		理事		○						2014年 3月3日就任
国見 健介		監事		○						2015年 7月1日就任
猿渡 由実子		理事		○						2017年 7月1日就任
竹原 満香		理事		○						2017年 7月1日就任
黄田 立文		理事		○						2021年 7月1日就任
中島 潤		理事		○						2023年 7月1日就任

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 ReBit		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト（freee 会計）使用、ルーズリーフ	随時	7年
仕訳日記帳	会計ソフト（freee 会計）使用、ルーズリーフ	随時	7年
給与台帳	給与ソフト（cells 給与）使用、ルーズリーフ保管	月1回	7年
棚卸資産台帳	Excel 使用 データ保管	随時	7年
現金出納帳	Excel 使用 データ保管	随時	7年
小口現金出納帳	Excel 使用 データ保管	随時	7年

〔記載要領〕

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 ReBit						チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること							✓
イ							
項 目	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有 ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有 ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有 ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ							
項 目	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有 ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有 ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有 ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有 ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人 ReBit	チェック欄						
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの） ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績を記載した書類		✓						
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。		<table border="1"> <tr> <td>同</td> <td>意</td> </tr> <tr> <td>☒</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>する</td> <td>しない</td> </tr> </table>	同	意	☒	☐	する	しない
同	意							
☒	☐							
する	しない							
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの							
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類							
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類							
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程							
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 - a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） - b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日							
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し							

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人 ReBit
-----	-----------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	⑥
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
✓						
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実 その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄		
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 ReBit	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。		✓
1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合		
イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの		
ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		
ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		
二 暴力団の構成員等 ^(注2)		
2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人		
3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人		
4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。		
5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人		
6 次のいずれかに該当する法人		
イ 暴力団		
ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ ☒ 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☒ 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☒ 無
二	暴力団の構成員等の有無	有・ ☒ 無

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい ☒ いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい ☒ いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい ☒ いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい ☒ いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい ☒ いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい ☒ いいえ